

県による県営住宅の共益費の 徴収制度に関するご案内

【自治会等向け】

令和7年4月
神奈川県 公共住宅課・住宅営繕事務所

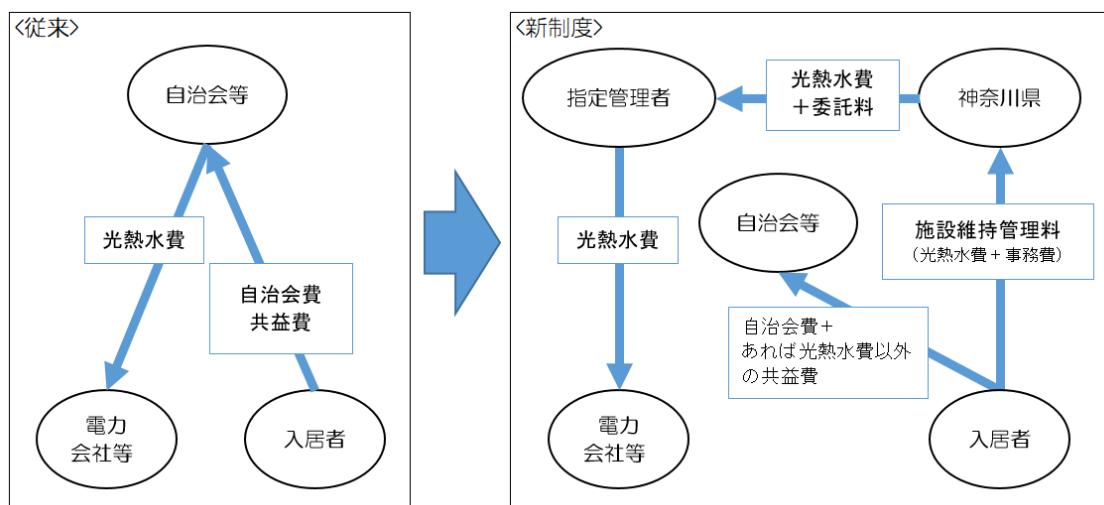
【はじめに】

近年、高齢化の進行に伴い、自治会等による各戸訪問での共益費の徴収が困難になってきているとの相談が増加しています。

そこで、県では、令和7年度から、希望する団地について、県が入居者の皆様から、共益費のうち共用部分の電気・ガス・水道等料金を徴収し、支払う制度を始めました。

本制度は、団地単位での希望制となります。また、制度の利用にあたっては、団地全世帯の3/4以上の署名による同意を得て自治会長等から申請いただくとともに、入居者の皆様に所定の事務費をご負担いただくことになります。

については、本制度の利用を希望する場合には、以下の説明をよくお読みになり、申請いただきますようお願いいたします。



【制度利用申請】

○毎年4月から7月までに申請いただることにより、翌年4月から県による徴収を開始します。

【制度を利用した場合に、県が徴収し支払う共益費の範囲】

制度を利用した場合に、県が徴収し支払うもの	これまでどおり、自治会が徴収等を行うもの
○入居者が負担している共同施設にかかる 電気・ガス・上下水道料金 ・住棟の階段や廊下の照明の電気料金 ・住棟のエレベーターの電気料金 ・住棟の散水用の水道料金 ・集会所の電気・水道・ガス等料金 など	○草刈り・中低木の剪定 ○落ち葉清掃 ○排水管清掃 ○共用部の外灯・階段灯の電球 交換 など

※この制度は、自治会等で徴収している費用の全てを、県が代わりに徴収するものではありません。草刈りや中低木の剪定、落ち葉清掃などの費用や、自治会費は、これまで同様、自治会等にて徴収・管理をお願いします。

【施設維持管理料とは】

県が徴収する共益費（共同施設にかかる電気・水道・ガス等料金）に、事務費を加算した額を「施設維持管理料」といいます。

<施設維持管理料の計算方法（月額）>

$$\text{前々年度 12か月の共益費の支払い実績額} \\ \div \text{前年度 10/1 時点の入居戸数} \div 12 \text{か月} + \text{事務費}$$

※電気料金等の支払い業務経費などのため、1戸当たり月100円の事務費がかかります（施設維持管理料として、あわせて徴収します）。

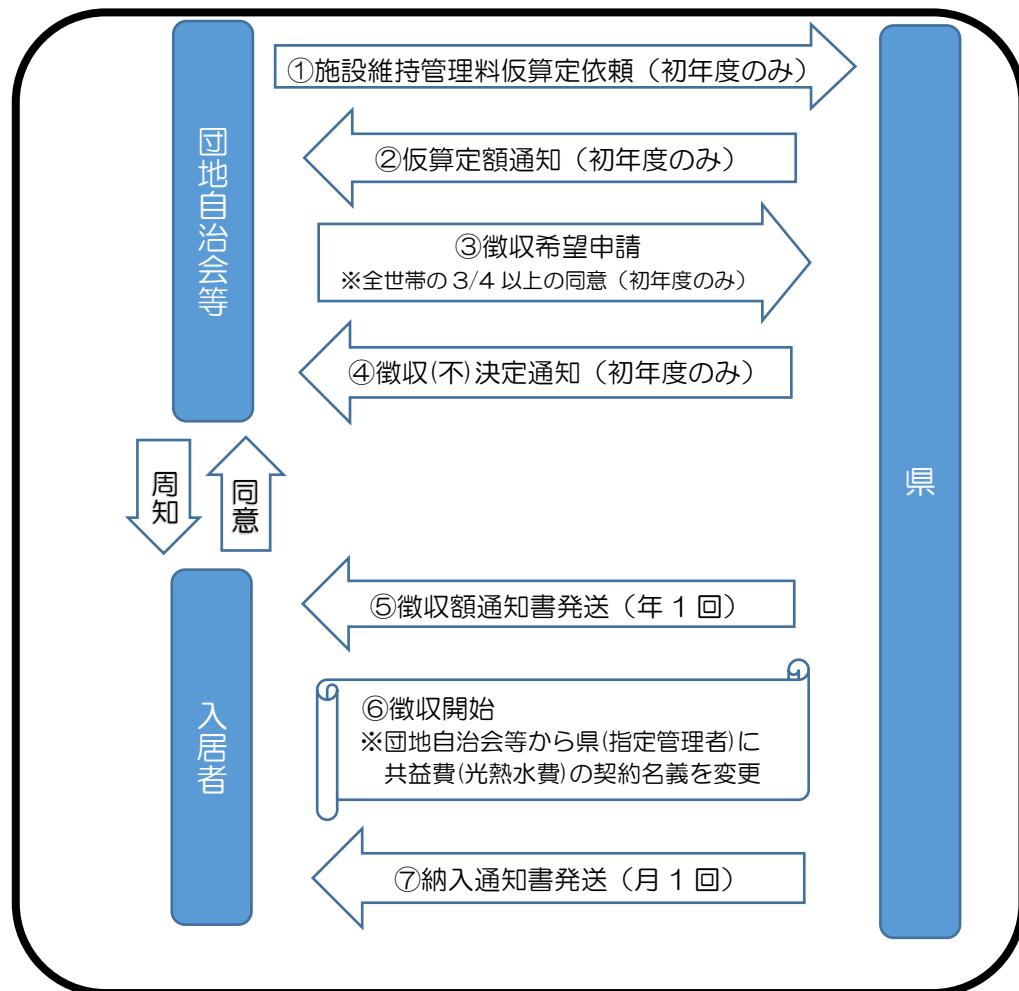
※施設維持管理料の100円未満の端数は切上げます。

※施設維持管理料に過不足が生じた場合には、翌々年度の施設維持管理料で調整します。

【実施条件】

- 団地単位で制度の利用申請を受け、県による徴収制度を実施します。
- 施設維持管理料の金額は団地単位で計算し、原則団地内で一律です。
ただし、現在エレベーターのある住棟と、ない住棟で共益費の額が異なる場合など、住棟により便益・負担が異なる場合、住棟毎に施設維持管理料を設定することもできます。
希望する場合は、徴収希望申請書（第1号様式）に、便益を受けている住棟とその内容、及び金額を分けて計算する事を希望する旨を記載してください。
- 施設維持管理料については、収入による減免はありません。
- 施設維持管理料を支払わない方に対しては、県が督促・回収をします。未払い分を他の入居者に負担いただくことはありません。ただし、これまで自治会等が徴収してきた期間の、共益費の未払い分の督促・回収は、県ではできません。
- 制度の利用開始後は、終了のお申し出がないかぎり、継続されます。なお、制度の利用中止を希望される場合は、申込と同様の手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

【手続きの流れ】



【①②施設維持管理料仮算定】

○施設維持管理料仮算定依頼・仮算定額通知（第6号様式 第7号様式）

自治会等は県に施設維持管理料の仮算定を依頼することができます。直近1年分の共同施設にかかる電気・水道・ガス料金および光回線事業者から支払われた還付金額を計算し、県にご依頼ください。1戸あたりの施設維持管理料を仮算定しますので、入居者への説明にお役立てください。なお、この段階では共同施設にかかる電気・水道・ガスの使用箇所等の内容の精査はいたしません。

※仮算定はあくまでも概算であり、共同施設にかかる電気・水道・ガス料金の計算に漏れがあったり、対象外の費用が含まれていると、実際の徴収額が変わることの可能性があります。

【③徴収希望申請】

○徴収希望申請書（第1号様式）(P7)

自治会等から県に徴収を申し込みます。申込者は自治会長等です。複数の自治会等が存在する団地では、全ての自治会長等の連名、もしくは、代表者を証する書類を添付した上で、代表者が申請します。自治会等が存在しない団地では、共益費を支払っている団体の代表者名で申請してください。

昇降機の有無など住棟毎に異なる施設維持管理料の設定を希望する場合はその旨記載してください。

○施設維持管理料として徴収する費用の対象一覧

（第1号様式別紙1参考様式）(P8)

徴収対象の一覧に共同施設にかかる電気・ガス・水道の種類、使用場所、供給地点特定番号（お客様番号）、前年度の費用総額（1年間）を記入のうえ、預金通帳又は領収書の写しなど費用総額を証する書類と、お客様番号等の確認できる明細書の写し、光回線設置による電気代の還付を受けている場合は契約番号がわかる書類の写しを添付してください。なお、使用場所が不明な電気・水道・ガス料金について、県では支払いません。

○県による施設維持管理料徴収を希望する入居者一覧

（第1号様式別紙2参考様式）(P9)

県による施設維持管理料徴収を希望する入居者の一覧を作成します。申請には申請日時点における全世帯のうち、3/4以上の世帯（入居者のうち1名）の署名が必要です。全世帯の数は県で調べます。

【④徴収（不）決定通知】

○徴収希望申請の内容を審査した上で、施設維持管理料徴収（不）決定通知書

(P10)を、県から自治会等に送付します。決定通知書には徴収開始年月、徴収対象を明記していますので、自治会等から全世帯への周知をお願いします。また、徴収金額については、後日、別途県から各世帯あてに通知しますので、併せて周知をお願いします。なお、徴収不決定の場合はその理由を記載し、自治会等に送付します。

【⑤⑥徴収額通知・徴収開始】

○前述の計算方法で、施設維持管理料を計算し、県から各世帯に通知します。また、徴収決定通知書(P11)に記載した開始年月から、共同施設にかかる電気・水道・ガス等料金の契約名義を県(指定管理者)に変更のうえ、支払いを開始し、同月に徴収を開始します。

【⑦納入通知書発送】

○県から各世帯に月1回、施設維持管理料の納入通知書を発送し徴収を開始します。主要銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等の窓口で各世帯にお支払いいただきます。なお、コンビニ支払いも可能です。また、口座振替で支払うことも可能となる予定です（現在、家賃を口座振替している方も、改めて施設維持管理料の口座振替納付依頼書の提出が必要です）。

【終了希望申請】(第4号様式) (P14)

○徴収希望申請と同様、3/4以上の世帯の同意をもって、徴収は終了します。

【よくあるご質問】

Q 県による徴収は全団地で行われるのですか。

A 全世帯の3/4以上が同意して申請した団地のみ、県による徴収に移行します。申請しない場合は、従来どおりの手法で入居者の皆様による管理をお願いします。

Q 私個人は県による徴収を希望しないが、全世帯の3/4以上が同意して、申請した場合、県に徴収されるのですか。

A 県による徴収への移行は団地毎に判断します。全世帯の3/4以上が同意して申請した場合、県による徴収を希望されない世帯も、県による徴収に移行します。

Q 申請時の入居世帯数は自治会ではわかりません。

A 県にて入居世帯数を計算しますので、自治会での入居者数確認は不要です。

Q 県による徴収を希望するが署名できない場合、どうすればよいですか。

A 手が不自由などの理由により、署名できない場合には代筆も可能ですが、代筆者の名前を括弧書きで記入いただきますようお願いします。

Q 世帯全員の署名が必要でしょうか。

A 入居者もしくは同居者、いずれか 1 名の署名をお願いします。入居者でも同居者でもない方の署名は無効となります。

Q 県による徴収は、共同施設の光熱水費だけですか。

A 現在県による徴収は、共同施設にかかる電気・ガス・水道料金のみですが、今後、共同施設の剪定や清掃、電球交換や住戸内排水管清掃など、要望の多い項目についても検討してまいります。

Q 施設維持管理料を支払わない場合、どうなりますか。

A 条例違反となりますので、必ずお支払い下さい。未払いの施設維持管理料については、県が督促・回収をします。

Q 共益費の総額を証する書類は自治会総会の資料でもよいですか。

A 自治会総会資料では支払いを確認できないため、領収書もしくは、引き落としの確認できる預金通帳の写しをお願いします。

Q 電気代にかかる収入がありますが、どうすればいいですか。

A 光ファイバー事業者等からの収入がある場合には、県が収入し、光熱水費からその分を減じて、施設維持管理料を計算することとなります。

Q 電気・水道などのお客様番号や使用箇所がわかりません。

A 電気・水道代の明細やメーター番号などから各事業者にお問い合わせください。WEBで調べられる事業者もあります。名義人からの照会に限定している事業者が多く、県では調べることができません。

【問合せ先】

(申請に関すること)

住宅営繕事務所 県営住宅部 施設管理課 共益費担当

所在地 〒231-0021 神奈川県 横浜市 中区 日本大通 33

神奈川県住宅供給公社ビル4F

電話 045-285-0858 (平日 8:30~12:00、13:00~17:15)

FAX 045-212-5006

(支払いに関すること)

住宅営繕事務所 県営住宅部 入居管理課 共益費担当

所在地 〒231-0021 神奈川県 横浜市 中区 日本大通 33

神奈川県住宅供給公社ビル4F

電話 045-285-1014 (平日 8:30~12:00、13:00~17:15)

FAX 045-212-5006

(制度に関すること)

県土整備局 建築住宅部 公共住宅課 住宅管理グループ 共益費担当

所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1(新庁舎11階)

電話 045-210-6543 (平日 8:30~12:00、13:00~17:15)

FAX 045-210-8884

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

施設維持管理料徴収希望申請書

神奈川県住宅営繕事務所長 様

団地名称 _____

自治会等名称 _____

自治会等代表者名(自署) _____

神奈川県県営住宅条例第25条の2に規定する施設維持管理料について、関連規定を理解の上、別紙1に掲げる費用の徴収を希望する入居者が、申請日時点において別紙2のとおり、全入居者のうち4分の3以上居ることから、神奈川県県営住宅施設維持管理料徴収事務取扱要綱第4条に基づき、別紙及び添付書類を添えて、県による施設維持管理料徴収を申請します。

なお、従前の共益費のうち、別紙1に掲げる費用以外の費用及び県による徴収開始以前の滞納については、引き続き自治会等で管理していきます。

担当者名 _____

連絡先(電話) _____

第1号様式別紙1（参考様式）

施設維持管理料として徴収する費用の対象一覧（　　／　枚目）

	種類(電気、水道、ガス等)	場所(集会所、○号棟共用階段等)	供給地点特定番号(お客様番号等)	前年度の費用総額(1年間)
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
11				円
12				円
13				円
14				円
15				円
16				円
17				円
18				円
19				円
20				円
21				円
22				円
23				円
24				円
25				円
26				円
27				円
28				円
29				円
30				円

計_____円

第1号様式別紙2（参考様式）

県による施設維持管理料徴収を希望する入居者一覧（ / 枚目）

△	棟番号	部屋番号	名義人氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第2号様式の1（第6条関係）

年　月　日

団地　　自治会
自治会長　　様

神奈川県住宅営繕事務所長

施設維持管理料徴収決定通知書

年　月　日付けで申請のありました徴収希望申請につきまして、
内容を審査したところ、適當と認められますので、　年　月より施設維持
管理料の徴収を開始します。

なお、施設維持管理料の対象としては別紙に記載するとおりです。

また、金額については、別途各入居者宛て通知しますので、その旨を各入居
者に伝達願います。

問合せ先
○○○○○○
電話

第2号様式別紙

施設維持管理料として徴収する費用の対象一覧（ / 枚目）

	種類(電気、水道、ガス等)	場所(集会所、○号棟共用階段等)	供給地点特定番号(お客様番号等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

第2号様式の2（第6条関係）

年　月　日

団地　　自治会
自治会長　　様

神奈川県住宅営繕事務所長

施設維持管理料徴収不決定通知書

年　月　日付けで申請のありました徴収希望申請につきまして、
内容を審査したところ、次の理由により適當と認められませんので、施設維持
管理料の徴収を行いません。

不決定理由：_____

問合せ先
○○○○○○
電話

第3号様式（第11条関係）

年　月　日

○○団地各入居者様

神奈川県住宅営繕事務所長

施設維持管理料徴収額通知書

お住まいの団地については、入居者の方のうち4分の3以上が神奈川県住宅条例第25条の2に規定する施設維持管理料の徴収に同意され、施設維持管理料を神奈川県が徴収することとなりました。

つきましては、○○年度における施設維持管理料の金額をお知らせいたします。

別途、納入通知書の送付等を行いますので、金融機関において期日までに必ず納付いただきますようお願ひいたします。

○○年度施設維持管理料：○○○円（月額）

問合せ先
○○○○○○
電話

第4号様式（第12条関係）

年　月　日

施設維持管理料徴収終了希望申請書

神奈川県住宅営繕事務所長 様

団地名称 _____

自治会等名称 _____

自治会等代表者名(自署) _____

年　月より行われている施設維持管理料の徴収について、徴収終了を希望する入居者が、申請日時点において別紙1のとおり、全入居者のうち4分の3以上居ることから、神奈川県住宅施設維持管理料徴収事務取扱要綱第12条に基づき、別紙及び添付書類を添えて、県による施設維持管理料徴収終了を申請します。

担当者名 _____

連絡先(電話) _____

第4号様式別紙（参考様式）

県による施設維持管理料徴収終了を希望する入居者一覧（　　／　枚目）

△	棟番号	部屋番号	名義人氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第5号様式の1（第13条関係）

年　月　日

団地　　自治会
自治会長　　様
(○○団地各入居者　様)

神奈川県住宅営繕事務所長

施設維持管理料徴収終了決定通知書

年　月　日付けで○○自治会より申請のありました施設維持管理料徴収終了希望申請につきまして、内容を審査したところ、適當と認められますので、年　月　日をもって施設維持管理料の徴収を終了します。
終了後の共用部分に係る費用につきましては自治会等でご対応ください。

問合せ先
○○○○○○
電話

第5号様式の2（第13条関係）

年　月　日

団地　　自治会
自治会長　　様
(○○団地各入居者　様)

神奈川県住宅営繕事務所長

施設維持管理料徴収終了決定通知書

○○自治会より施設維持管理料徴収希望申請書にて申請頂き　年　月より当県が徴収してきた施設維持管理料ですが、次の事由により、今後の徴収継続が困難になりましたので、　年　月　日をもって、徴収を終了いたします。

終了後の共用部分に係る費用につきましては自治会等でご対応ください。

徴収終了事由：_____

問合せ先
○○○○○○
電話

第6号様式（第16条関係）

年　月　日

施設維持管理料仮算定依頼書

神奈川県住宅営繕事務所長 様

団地名称 _____

自治会等名称 _____

自治会等代表者名(自署) _____

神奈川県住宅条例第25条の2に規定する施設維持管理料について、県による徴収を検討していますので、次の条件の場合、徴収される施設維持管理料の仮算定を依頼します。

前年度実費総額（年間）：_____円

(上記実費総額のうち、昇降機に係る電気代：_____円)

入居者数：直近の10月1日時点

担当者名 _____

連絡先(電話) _____

第7号様式（第16条関係）

年　月　日

団地　　自治会
自治会長　　様

神奈川県住宅営繕事務所長

施設維持管理料仮算定額通知書

年　月　日に依頼のありました施設維持管理料の仮算定について仮算定額をお知らせします。

なお、実際に徴収決定された場合に徴収される金額は、これとは異なる場合がありますので、ご承知おきください。

(仮) 施設維持管理料：○○○円(月額)

(昇降機が存在する住棟の場合：○○○円(月額))

問合せ先
○○○○○○
電話